

委員からの御意見(9月5日第2回委員会及び、委員会後にいただいたもの)

### 基本目標1

施策	委員からの意見	事務局回答
1-1 在所(院)者、出所(院)者等に市や民間支援団体等の各種相談窓口を分かりやすく周知します。	・福祉総合相談窓口が数多く、分かりやすく、一つの窓口で何でも聞けて、敷居が低いと、対象の人だけでなく、市民全体に便利かと思えます。	・福祉総合相談窓口の周知に努めてまいります。
1-2 出所(院)者等、その家族の社会的孤立を予防・解消する相談支援を推進します。	・主な事業例について、起訴猶予、執行猶予等で矯正施設に収容されずに地域社会に戻る高齢・障害等を有し、福祉的支援が必要な者に対して実施する入口支援については、検察庁、地域生活定着支援センター(各都道府県に設置)も関与しているので、一つ目の「・」の括弧内と、二つ目の「・」の「※帰住先関係者」内に、「検察庁」及び「地域生活定着支援センター」を加える。	・中間答申案P22の施策2-2の重点事業群の対象機関に加えました。

### 基本目標2

施策	委員からの意見	事務局回答
2-2 犯罪・非行をした方への理解を促進します。	・愛光女子学園だけではなく、最寄りの法務省関係機関を積極的に活用いただければと思う。 「施策の方向性」を、「愛光女子学園と連携するほか、最寄りの矯正施設、保護観察所、検察庁等の刑事司法機関の協力を得ながら、市民が出	・御指摘の内容に修正し、施策名称の文言を整理いたしました。

	所(院)者等の特性～」と修正する。また、「主な事業例」の二つ目の「・」を「愛光女子学園や最寄りの刑事司法機関の職員による」と修正する。	
--	---	--

### 基本目標3

施策	委員からの意見	事務局回答
3-1 出所(院)者等の就労支援を推進します。	・ハローワークで仕事が見つからない人をどうするか。保証人がいない人には何か支援ができるのか。	<p>・福祉相談課の就労支援担当に実態を確認したところ、狛江市では、令和5年4月より生活困窮者等に対して「狛江市無料職業紹介事業」を実施しており、ハローワークで仕事を探すことと合わせて、市でも直接職業の紹介をしております。また、ハローワークの出張相談も月に数回実施しております。一般就労が難しい方へは障がい者雇用の検討や手帳取得の支援も行っております。</p> <p>なお、仕事を探す際に、保証人が必要なケースはあまりないとのことでした。</p> <p>・施策名称の文言を整理いたしました。</p>
	・多種多様の職種に協力雇用主になっていただくためにも、行政機関も何かのメリットを与えながら、協力雇用主になってもらえるように宣伝をしていただけないか。	<p>・市側でできることとしては、地域の企業等とも繋がりががあるので、総合評価落札方式におけるインセンティブを与えるような工夫ができないかと考えており、また、福祉的支援ということでは、生活保護も含めた手続きをして、本人の就労が得られる</p>

		までの支援をすることが重要だと考えております。
	・協力雇用主の仕事のバリエーションが増えたらよいと思う。→課題に職種の偏りがあると書いてもよいかもしれない。	・「現状と課題」に記載いたします。
3-3 非行等を理由とする修学の中断を防ぐため、児童生徒の非行の未然防止、早期対応のための取組を推進します。	・予防的な取り組みを入れていただきありがとうございます。教育現場や子育て支援の現場での取組が入っていることがありがたいです。	・御意見として承ります。

#### 基本目標4

施策	委員からの意見	事務局回答
4-3 出所(院)者等の出所(院)の際、福祉サービスを円滑に利用できるよう支援します。	・「施策の方向性」の1つ目の「・」について、入口支援の主な関係者である「検察庁」及び「地域生活定着支援センター」を「帰住先関係者」として追加する。	・実施計画策定に向けた事業案として御意見を承ります。 ・施策名称の文言を整理いたしました。

#### 基本目標5

施策	委員からの意見	事務局回答
5-3 依存症等の出所(院)者等が出所(院)等の際、本人の状況に応じて適切な更生保護団体、医療機関になく支援をします。	・課題として記載されている背景というのはどこまで考察されたうえで施策になっているのか。	・実務において具体的にどうい課題があるのかについて把握しきれていない部分もあるため、医療福祉の実情について、委員の皆様個別により詳しくお話を伺い、資料1-3として整理し、中間答申案に反映いたしました。 ・内容を整理し、基本目標4-

		4に変更させていただきました。
<p>5-4(現5-3) 出所(院)者等の出所(院)等の前後に多機関で協働した支援を推進します。</p>	<p>・多機関連携については、これまでの各論の施策の内容と重複したり、総論的な内容となっており、重点施策とする場合には、既出の施策との違いを明確にされた方がよいのではないかと思料する。なお、総論的な内容として原案を維持される場合には、「施策の将来像」について、入口支援の関係機関である「検察庁」及び「地域生活定着支援センター」を加えるとともに、「施策の方向性」の一つ目の「・」について、「矯正施設、更生保護機関、検察庁、地域生活定着支援センター、東京都、矯正施設入所前居住地自治体、狛江市居住支援協議会、社会福祉協議会等と市関係部署がケースに応じた柔軟な福祉的支援、居住支援、生活困窮支援、就労支援、修学支援等に係る連携を強化します。」と修正するとともに、「主な事業例」についても、原案に加え、既出の事業例を再掲する。</p>	<p>・御指摘事項を踏まえ、「出所(院)者等」及び「支援関係者等」の定義を加えることにより、支援の対象者及び連携を図る機関を明示いたしました。</p>

全体を通した御意見

委員からの意見	事務局回答
・雇用関係、医療機関との連携等、これら全てに共通している点として、触法精神障がい者や出所者に対する偏見が社会にあるということが大きいと思う。偏見除去の活動をすることによって、全体的な底上げになるかと思う。	・偏見を少しずつでもなくしていく取組みを継続して行っていくことが重要だと考えております。実施計画に向けた事業案として御意見を承ります。
・資料全体ですが、事業例の右側に担当する部署が書かれているとよいと思う。複数の部署で関わっていくことになると思われるが、多機関連携が見えてよいかと思う。	・御指摘を踏まえ、実施計画を策定する際には担当部署の記載を検討いたします。